

第 1219 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 泊発電所 3 号炉に係る審議結果

2024 年 1 月 19 日

審査チームから、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価について以下の事項を指摘した。また、事業者からは、全ての指摘事項を了解し、今後、適切に対応していく旨、回答があった。

①基礎地盤の安定性評価における評価代表施設の選定及び評価対象断面の選定について以下の整理を行うこと。

- ・評価代表施設の選定に当たって、その判断に用いる影響要因については、各影響要因に対して、それぞれの評価対象施設をどのように評価したのかを明確にして整理すること。
加えて、地中構造物についても屋外構造物と同様に各影響要因についての評価を示した上で、評価代表施設の選定について説明すること。
- ・評価対象断面の方向の設定については、泊発電所では褶曲構造が存在することも含めて、地質・地質構造の特徴を十分に説明した上で、その特徴を考慮して、評価対象断面の適切性を説明すること。
- ・グループ B において評価代表施設として選定した緊急時対策所待機所は、汀線直交方向の検討断面が設定されていないことから、地盤の支持性能に係る評価結果の一部が示されていない。緊急時対策所待機所の評価対象断面の選定の考え方を再整理すること。

- ②解析用物性値の設定について以下の整理を行うこと。
- ・「1, 2号炉解析用物性値」の各物性値について、「3号炉解析用物性値」と共通とするか否かが項目によって異なることについて、考え方を明確にして説明すること。
 - ・「1, 2号炉解析用物性値」と「3号炉解析用物性値」を評価対象施設の位置によって使い分けるのであれば、火砕岩類も含めて、敷地内での各解析用物性値の適用範囲の考え方を明確にすること。加えて、X-X'断面において1, 2号炉にかかる範囲でも「3号炉解析用物性値」を用いることの適切性を説明すること。
- ③斜面に対し流れ盤の地質構造となる特徴を踏まえ、火砕岩類について地盤パラメータの異方性を考慮する必要がないのかを判断根拠とともに説明すること。
- ④評価対象断面に分布する F-11 断層の強度定数及び評価対象断面の設定について以下の追加説明及び検討を行うこと。
- ・F-11 断層は調査地点毎に破碎幅や性状が異なることから、強度特性を評価した地点（3号炉試掘坑）のデータが F-11 断層の強度特性を代表できると考えた根拠を各調査地点で確認された性状等を比較して説明すること。
 - ・F-11 断層の最大傾斜方向にも検討断面を設定した場合のすべり安全率に及ぼす影響を検討すること。